

ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業

建設工事請負仮契約書（案）

平成 22 年●月

ふじみ衛生組合

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（甲と乙がふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本件事業」という。）に関して締結する設計・施工一括型工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の設計・工事を契約書記載の契約期間内に完成し、成果物及び工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その契約代金を支払うものとする。この場合において、契約期間が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日及び日曜日は、この日数に算入しない。
 - 3 乙は、この約款若しくは要求水準書に特別の定めがある場合を除き、本件設計を完成するために必要な一切の手段（「設計施行方法」という。以下同じ。）をその責任において定めるものとする。また、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び基本設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
 - 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 9 この約款及び要求水準書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、東京地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
 - 13 乙は、この契約に定められた甲乙間の協議が調わないことをもって本件工事等の遂行を拒んではならない。

(定義)

- 第1条の2 この約款における用語の定義は、この約款で特別に定める場合を除き、次の各号のとおりとする。
- (1) 「要求水準書」とは、この契約に基づく設計施工一括型工事を含む事業の入札において甲が公表したふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業に関する入札資料のうち要求水準書及びこれに関する質問回答をいう。
 - (2) 「提案書」とは、ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業の入札の入札説明書に従い落札者が作成し甲に提出した提案書をいう。
 - (3) 「基本設計図書」とは、要求水準書、提案書及び次条第3条第3号の共通仕様書等をいう。
 - (4) 「実施設計図書」とは、本件設計に関し要求水準書に定めるところに従い乙が作成し甲が承諾した実施設計成果物（この契約に従い変更したものを含む。）をいう。
 - (5) 「本件設計」とは、要求水準書に定める設計に関する業務をいう。
 - (6) 「本件工事」とは、要求水準書に定める施工に関する業務（仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の作業及び手段を含む。）をいう。
 - (7) 「本件工事等」とは、本件設計若しくは本件工事又はその双方をいう。
 - (8) 「成果物」とは、基本設計図書及び実施設計図書その他本契約に関して要求水準書及び甲の

要求に基づき事業者が作成して甲に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。

(契約書類)

第1条の3 この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、提案書の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える部分は、要求水準書と同位の順序にあるものとみなす。

- (1) 本約款書
- (2) 要求水準書
- (3) 要求水準書第3編第1章(4)③の関係法令に定める基準、仕様書等(以下「共通仕様書等」という。)
- (4) 提案書
- (5) 実施設計図書

(関連工事の調整)

第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(全体工程表)

第3条 乙は、この契約締結後7日以内に基本設計図書に基づいて、本件設計の工程及び本件工事の概略の工程を示した全体工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 全体工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、この契約の契約金額の10分の[1]以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 甲は、前項の規定のほか、必要がないと認めるときは、契約保証金の全部若しくは一部を免除することができる。
- 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の[1]に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、成果物又は工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項

の規定による検査に合格したもの及び第 38 条第 3 項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 6 条 乙は、甲の承諾がある場合を除き、本件設計を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、乙が提案書に従い本件設計を第三者に委任し若しくは請け負わせる場合又は甲が要求水準書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとする場合は、この限りでない。

2 乙は、本件工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第 7 条 甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

2 乙が、本件処理施設の建屋部分の施工を下請負人に請け負わせる場合、乙は、下請負人の清掃施設工事にかかる経営事項審査結果の総合評価値が 1,200 点以上であることを証する書面を提出するものとする。但し、経営事項審査結果の総合評価値は、乙と下請負人との間で本件処理施設に関する請負契約を締結した時点のものでなければならない。

(特許権等の使用)

第 8 条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の実施権及び使用权)

第 8 条の 2 乙は、甲が本件処理施設の所有及び運営(甲がかかる業務を第三者に委託して実施する場合も含む。)するために必要な特許等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権及び使用权があるときは、かかる実施権及び使用权を自らの責任で甲に付与し、また、かかる特許等の権利者をして甲に付与せしめるものとする。かかる特許等の詳細は、別紙 3 のとおりとする。

2 前項に規定する乙が付与する特許等についての実施権又は使用权は、この契約の終了後も本件処理施設の存続中は有効に存続するものとする。また、乙は、前項に規定する許諾の対象となる特許等が乙及び第三者の共有にかかる場合若しくは第三者の所有にかかる場合は、上記実施権等の付与につき当該特許等の共有者全員若しくは当該第三者の同意を得ていることを保証し、かかる同意を得ていないことにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、この契約の契約金額は第 1 項の特許等の実施権等の付与その他の権限の甲による取得の対価及び第 5 項に規定する成果物の使用に対する対価を含むものであることを、確認する。

4 甲がこの契約に基づき乙に対して提供した情報、書類及び図面等(甲が著作権を有しないものを除く。)に関する著作権は、甲に帰属する。

5 甲は、成果物(但し、乙が提出したものに限る。以下同じ。)及び工事目的物について、成果物及び工事目的物が著作物に該当するか否かに関わらず、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

(著作権の利用等)

第 8 条の 3 乙は、成果物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る著作権(同法第 21 条から第 28 条までに規

定する権利をいう。)は、著作権法の規定に従い乙又は甲及び乙の共有に属する。

- 2 乙は、甲がそれらを次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。また、乙は、自ら又は著作権者(甲を除く。)をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者等の名称を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本件処理施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本件処理施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 本件処理施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 本件処理施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 3 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 成果物及び本件処理施設の内容を公表すること。
 - (2) 本件処理施設に乙の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第 8 条の 4 乙は、この約款に規定のある場合を除き、自ら又は著作者をして、成果物及び本件処理施設に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第 8 条の 5 乙は、成果物及び本件処理施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。

- 2 乙は、成果物又は本件処理施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持義務)

第 8 条の 6 甲及び乙は、この契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、この契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、この契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方に対する開示の後に、甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 甲及び乙が、この契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第 1 項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合

- (4) 甲と乙につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザー及び乙の下請企業に開示する場合
- (5) 甲が本件処理施設の運営及び維持管理に関する業務を乙以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続きにおいて特定又は不特定の者に開示する場合

(監督員)

- 第9条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 甲の意図する実施設計図書を完成させるための乙又は乙の管理技術者に対する本件設計に関する指示
 - (2) この約款及び要求水準書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 本件設計に関し、この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議
 - (4) 本件設計に関し、その進捗の確認、基本設計図書の記載内容と履行内容との照合その他の履行状況の監督
 - (5) 本件工事に關し、契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (6) 乙が作成した詳細図等の承諾
 - (7) 要求水準書及び実施設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 甲が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
- 6 甲が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、要求水準書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合は「監理技術者」とし、同条第3項の規定に該当する場合は「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とする。ただし、工事が同条第4項の規定にも該当する場合は、「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」とする。以下同じ。）
 - (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、契約代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 4 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(管理技術者)

- 第10条の2 乙は、本件設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項

を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、請負代金の変更、請負代金の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく一切の権限のうち本件設計にかかるものを行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にもかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(履行報告)

第11条 乙は、要求水準書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 甲は、管理技術者、乙の使用人若しくは第6条第1項の規定により乙から本件設計を委任され若しくは請け負った者、又は現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 甲又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任するものを除く。）その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 乙は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
 - 4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 甲は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、要求水準書に定めるところによる。ただし、要求水準書に記載のない場合でも、本件処理施設が要求水準書及び実施設計図書に記載された性能を有し、適正に稼働させる為に必要な品質及び水準の資材並びに仕様等を乙の責任で用いなければならない。
- 2 乙は、要求水準書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
 - 3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
 - 5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 乙は、要求水準書において監督員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 乙は、要求水準書において監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて要求水準書において見本又は工事写真等

の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、要求水準書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知したうえ、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 甲が乙に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いのうえ、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、要求水準書に定めるところにより、工事の完成、要求水準書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 甲は、工事用地その他要求水準書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日（要求水準書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、要求水準書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

（設計図書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第17条 乙は、本件工事の施工部分が基本設計図書又は実施設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、乙が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、本件工事の施工部分が基本設計図書又は実施設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

（実施設計図書の変更）

第17条の2 乙は、実施設計図書の内容が、基本設計図書又は本件設計に関する甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補（乙がすでに本件工事に着手している場合には本件工事に関する必要な修補を含む。）を行わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書（質問回答を除く。）、要求水準書に対する質問回答書及び第1条第3項第三号に掲げる共通仕様書等が一致しないこと
 - (2) 要求水準書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書の表示が明確でないこと。
 - (4) 本件設計の施行上の制約等、要求水準書に示された自然的若しくは人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること、又は、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 要求水準書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙

の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後7日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いたうえ、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、甲は、必要があると認められるときは、要求水準書又は実施設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- | | |
|---|---|
| 1 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し要求水準書又は実施設計図書を訂正する必要があるもの | 要求水準書については甲が行い、実施設計図書については、甲が指示して乙が行う。 |
| 2 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書又は実施設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの | 要求水準書については甲が行い、実施設計図書については、甲が指示して乙が行う。 |
| 3 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書又は実施設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの | 甲乙協議して、要求水準書については甲が行い、実施設計図書については、甲が指示して乙が行う。 |

- 5 前項の規定（第1項第1号に該当し、実施設計図書を訂正する場合を除く。）により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書又は本件工事等に関する指示の変更内容を乙に通知して、要求水準書又は本件工事等に関する指示を変更し、又は乙に実施設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（乙の請求による契約期間の延長）

第21条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責めに帰すことができない事由により契約期間内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に契約期間の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による契約期間の短縮等)

第 22 条 甲は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を乙に請求することができる。

- 2 甲は、この約款の他の条項の規定により契約期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる契約期間に満たない契約期間への変更を請求することができる。
- 3 甲は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約期間の変更方法)

第 23 条 契約期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 10 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約期間の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては、甲が契約期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が契約期間変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第 24 条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 10 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第 25 条 甲又は乙は、契約期間内でこの契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 10 日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、本条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第 1 項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により契約期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、契約金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日

から10日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとつた措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置が不可抗力又は甲の責に帰すべき事由に基づくことを乙が明らかにした場合は、乙が加入する保険により補填されるものを除き、当該措置に要した費用で乙が契約金額の範囲内において負担することが適当でない認められるものは甲が負担するものとし、その他のものは乙が負担する。

(一般的損害)

第27条 成果物及び工事目的物の引渡し前に、実施設計図書又は工事目的物若しくは工事材料について生じた損害その他本件工事の施工等を行うにつき生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 本件工事等の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本件工事等の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 3 前2項の場合その他本件工事等の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（基本設計図書又は実施設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）甲乙双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、本件設計の成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくものを除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等

- により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- (1) 本件設計の成果物に関する損害
損害を受けた成果物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (4) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(契約金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第30条 甲は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条まで、前条又は第34条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて基本設計図書及び実施設計図書を変更することができる。この場合において、基本設計図書及び実施設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が契約金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第31条 乙は、次の各号の全てに該当したときは、甲に対して検査の請求をしなければならない。
- (1) 要求水準書第1章第6節に記載された施設整備工事範囲の工事を全て完了したこと
 - (2) 引渡性能試験の結果について甲の承諾を受けたこと
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会のうえ要求水準書に定めるところにより、本件工事等の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、第2項の検査によって本件工事等の完成を確認した後、乙が成果物及び工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物及び工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該成果物及び工事目的物の引渡しを契約代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 6 乙は、本件工事等の結果が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補等の必要な措置を講じたいうえで甲の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置を講じたことを履行の完了とみなして前6項の規定を適用する。
- 7 乙は、現場を清掃し、安全かつ清潔な状態で本件処理施設を甲に引渡すものとする。引渡は使用開始予定日の前日に行うものとし、その他の引渡しの手続の詳細は、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

(契約代金の支払)

第32条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約保証金)

第33条 契約保証金は、契約金額が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。ただし、既納保証金が未払の契約金額の10分の1以上あるときは、乙は、さらに納入を要しない。

- 2 甲は、第31条第2項又は第6項の検査に合格したとき又は第45条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙の請求により、14日以内に契約保証金を返還する。
- 3 甲は、契約保証金については、利息を付さない。

(部分使用)

第34条 甲は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の契約期間の終期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、契約金額の10分の4以内の前払金の支払を1億円を限度として甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の契約期間の終期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、契約金額の10分の2以内の中間前払金の支払を5,000万円を限度として甲に請求することができる。前項の規定は、この場合において準用する。
- 4 乙は、前項の規定により請求をしようとするときは、あらかじめ、甲に対して書面により、中間前払金に係る認定の請求をしなければならない。
- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。
- 6 乙は、契約金額が著しく増額された場合においては、その増額後の契約金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に

相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

- 7 乙は、契約金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の7）を超えるときは、乙は、契約金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から20日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 9 甲は、乙が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「支払遅延防止法で定める率」という。）（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第36条 乙は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
 - 3 乙は、前払金額の変更を伴わない契約期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使途制限及び返還）

- 第37条 乙は、前払金を本件設計の外注費、この工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払われた前払金を直ちに甲に返還しなければならない。
 - (1) 前項の規定に違反したとき。
 - (2) 保証契約が解約されたとき。
 - 3 乙は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に支払遅延防止法で定める率（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

（部分払）

- 第38条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては要求水準書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する契約代金相当額（以下「既済部分の代価」という。）の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、契約期間中4回を超えることができない。
- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。
 - 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いのうえ、要求水準書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければな

らない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において既済部分の代価は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から13日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 \leq 既済部分の代価 $\times 9/10$ - 前払金額 \times 既済部分の代価 \div 契約金額

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、その額は、前項により算定した額から支払済みの部分払額を控除した額とする。

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、甲が要求水準書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する契約代金の額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分引渡しに係る契約代金の額 $=$ 指定部分に相応する契約代金の額 $\times (1 - \text{前払金額} \div \text{契約金額})$

(前払金等の不払に対する工事中止)

第40条 乙は、甲が第35条、第38条又は前条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第41条 甲は、成果物又は工事目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から要求水準書に定める期間内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 甲は、成果物又は工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 甲は、成果物又は工事目的物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項又は前項に定め

る期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

- 5 第1項の規定は、成果物又は工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 6 乙がかしの修補に応じないときは、甲は、乙の負担でこれを修補することができる。なお、このため乙に損害が生じて、甲は、その賠償の責めを負わない。

(保証期間中の乙の性能保証責任)

第41条の2 乙は、工事目的物が第31条の引渡しの際において要求水準書、提案書又は基本設計図書及び実施設計図書に規定された性能を有することを保証し、要求水準書第2編第4節に定めるところに従い性能保証の責任を負担する。

- 2 前条第5項は、前項の規定による性能保証責任に準用する。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第42条 乙の責めに帰すべき事由により契約期間内に本件工事等を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約金額から出来形部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法で定める率（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法で定める率（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、本件工事等に着手すべき期日を過ぎても本件工事等に着手しないとき。
 - (2) その責めに帰すべき事由により契約期間内に完成しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - (3) 第10条第1項第2号又は第10条の2第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (5) 第45条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当すると判明したとき。
 - (7) 乙に係る破産、会社更生、民事再生又は特別清算のいずれかの手続について申立てがなされたとき（乙が建設共同企業体の場合は、その代表企業について破産、会社更生、民事再生又は特別清算のいずれかの手続について申立てがなされた場合とする。）又は乙が所在不明のとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第43条の2 甲は、本件事業に関する基本契約書第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

第44条 甲は、工事が完成するまでの間は、第43条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があ

るときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第 45 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 19 条の規定により設計図書を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が契約期間の 10 分の 5 (工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第 46 条 甲は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第 1 項の場合において、第 35 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額 (第 38 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額) を第 1 項前段の出来形部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第 43 条又は第 43 条の 2 の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法で定める率 (年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。) で計算した額 (100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。) の利息を付した額を、解除が第 44 条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件 (下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。) があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第

43 条又は第 43 条の 2 の規定によるときは甲が定め、第 44 条又は前条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予定)

第 47 条 乙は、第 43 条の 2 第 1 項に該当するときは、基本契約書第 16 条第 3 項に従い損害賠償金を支払わなければならない。

(相殺)

第 48 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(あっせん又は調停)

第 49 条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 50 条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第 51 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

特記規定

(実施設計図書の承諾)

- 第1条 乙は、本件設計に関し、要求水準書及び全体工程表に従い、実施設計図書を提出しなければならない。
- 2 甲は、提出を受けた実施設計図書の内容を確認し、基本設計図書又は本件設計に関する甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合すると認めるときは、当該実施設計図書を承諾するものとする。
- 3 乙は、前項の確認で不具合等が認められたときは、実施設計図書を直ちに修補して甲の確認を受けなければならない。この場合においては、前項の規定を適用する。
- 4 乙は、本条に従い甲が実施設計図書の確認を実施したことをもって、約款第41条及び第41条の2の責任を免れることはできない。

(設計図書の変更に係る乙の提案)

- 第2条 乙は、この契約締結後、提案書又は実施設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく契約代金額を低減することを可能とする施工方法等の提案書又は実施設計図書の変更に ついて、甲に提案することができる。
- 2 甲は、前項の規定に基づく乙の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認めるときは、提案書又は実施設計図書の変更を乙に指示することができる。
- 3 甲は、前項の規定により提案書又は実施設計図書の変更を指示した場合において、必要があると認められるときは、契約代金額を変更しなければならない。

(本件工事の開始)

- 第3条 乙は、要求水準書の定めるところに従い、主要な工程又は建築物等の部分の工事を施工する前に、当該工程又は建築物等の部分の実実施設計図書について、甲の承諾を得るものとする。、当該部分に関する実施設計図書について甲の承諾を得た後でなければ、当該工程又は建築物部分の工事を開始してはならない。

(資料、報告等)

- 第4条 甲は、この契約に基づく違約金、遅延利息、賠償金、過払金及び遅滞金に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求することができる。
- 2 甲は、乙が前項に規定する質問に答えず、若しくは虚偽の応答をし、報告等をなさず、若しくは虚偽の報告をなし、又は調査を拒み若しくは妨げた場合においては、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(貸与品)

- 第5条 甲は、乙の本件工事等の実施のため、地質調査結果その他甲の指示するものを乙に貸与する。

(機械的完成)

- 第6条 乙は、本件処理施設が機械的完成に達したときには、要求水準書に従い本件処理施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験を実施する。

(試運転)

- 第7条 試運転は、契約期間内に行うものとし、要求水準書に定められたところに従って実施するものとする。
- 2 試運転に必要な本件処理施設へのごみの搬入に係る費用、本件処理施設に配置される甲の施設整備状況監視職員の人件費(第三者機関の費用も含む)、焼却残さのエコセメント化施設での処理費用、

セメント原料化不適物の二ツ塚処分場での処分費用並びに金属類及び処理不適物の処理費用は、甲が負担するものとする。

- 3 前項に規定する以外の用役費等試運転・運転指導に必要なすべての経費(焼却残さのエコセメント化施設までの輸送費及び二ツ塚処分場までの輸送費を含む。)は、乙が負担するものとする。
- 4 試運転により発電された電力は乙に帰属する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第8条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における契約代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 契約代金相当額 × 9 / 10

－ (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額)

－ {契約代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)}

× 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

平成22年度 1回

平成23年度 1回

平成24年度 0回